三　手かせ
四　足かせ
五　拘束のための器具（前各号に該当するものを除く。）

［新設］

第五十三条　輸出令別表第二の三第二号(50)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　破砕流体
二　破砕流体の添加剤（プロパントを含む。）
三　水圧破砕に用いられる高圧ポンプ

［新設］

第五十四条　輸出令別表第二の三第二号(51)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、装置として用いられる環状の磁石とする。

［新設］

第五十五条　輸出令別表第二の三第二号(52)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　ホットセル
二　放射性物質の取扱いに適したグローブボックス

［新設］

第五十六条　輸出令別表第二の三第二号(53)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　催涙剤（容器に入れた正味重量が二〇グラム以下のものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
イ　クロロベンザルマロノニトリルの含有量が全重量の一％以下のもの
ロ　クロロアセトフェノンの含有量が全重量の一％以下のもの
二　くしゃみ剤（容器に入れた正味重量が八五・〇五グラム以下のものを除く。）
三　発煙弾及びその部分品
四　手りゅう弾及びその部分品
五　てき弾及びその部分品
六　爆薬
七　発煙筒その他の火工品及びその部分品（軍用及び民生用の両方に用いられるものに限る。）

［新設］

第五十七条　輸出令別表第二の三第二号(54)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、指紋の採取に用いられるものであって、次のいずれかに該当するものとする。
一　粉末
二　染料
三　インク

［新設］

第五十八条　輸出令別表第二の三第二号(55)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。
一　個人用の線量計
二　鉱業、採石業、農業、医薬品製造業、医療業、獣医業、環境計量証明業、廃棄物処理業、食料品製造業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置

［新設］

第五十九条　輸出令別表第二の三第二号(56)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　放射線の探知、監視又は測定のための装置
二　放射線写真用の装置